

**熊本県告示第432号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県玉名地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月16日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 河川の名称  
一級河川菊池川水系岩村川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
玉名郡三加和町大字岩1607番1地先から  
玉名郡三加和町大字岩1608番1地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 三加和町 代表者 三加和町長 池上緑良  
玉名郡三加和町大字板楠70番
- 5 管理の内容  
(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間  
平成15年3月26日から道路の存続する日まで

**熊本県告示第433号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県八代地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成15年4月16日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 河川の名称  
二級河川水無川水系水無川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
八代郡千丁町大字古閑出字亀甲2195番8地先から  
八代郡千丁町大字古閑出字亀甲2160番6地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 千丁町 代表者 千丁町長 市村慎一  
八代郡千丁町新牟田1502番1
- 5 管理の内容  
(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間  
平成15年3月27日から道路の存続する日まで

**熊本県告示第434号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年4月16日

熊本県知事 潮谷 義子